令和３年度
村政執行方針

佐藤村長が４月に就任し、令和３年度の村づくりの基本的な方針である「村政執行方針」を６月の留寿都村議会定例会で示しました。

留寿都村長
佐藤　ひさ子

～村民の皆さまの笑顔にたくさん触れられる１年に～

はじめに

この度、留寿都村長選挙に当たり、多くの村民の皆さまから温かいご支持をいただき、村政を担わせていただくこととなりました。また、前村長におかれましては、本村の産業、医療、福祉および教育の全般にわたり、ハード面およびソフト面からの取り組みを展開され、特に地域農業の振興と経済の発展に寄与する大根集出荷選別施設の建設補助により、地域特産物の継続的栽培と所得の安定、雇用の維持にご尽力をされました。このほか、畜産クラスター計画による「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」および光ファイバ網敷設の「高度無線環境整備推進事業」の２大事業は、令和３年度に完了する見込みであり、これらの事業は、前村長の２期８年の実績であり、議員各位のご理解の下で進めているところでございます。これらの事業の実施により施設等が有効に活用されるよう村としてもその経過に注視するとともに、必要な場合は議員各位にご協議いただき執り進めてまいります。

次に、令和２年11月に答申を受けた「第６次留寿都村総合計画」は、令和元年５月から１年６か月間の審議を経て完成した今後10年間の基本構想と前期５年間の基本計画であります。村の将来像「ようこそ、風薫る高原の村　留寿都へ」の実現を図る６つの基本目標を掲げ、計画をスタートしております。また、具体的に取り組む主要な事業を示した実施計画は、３年間のローリング方式で毎年見直しを行い、住民要望等を反映させるものとして、さらに令和６年度までの「第２期留寿都村人口ビジョン・総合戦略」においても村の未来を切り拓く計画として、それぞれ村の課題と目標が提示されておりますので、優先度の高いものから取り組んでまいります。

次に、本年４月から施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく過疎地域の指定を本村が受けられたことは、村議会が「過疎対策による支援の継続を求める意見書」を関係機関に提出されましたことをはじめ、道内関係市町村長がこの指定の継続要望を熱心に行った成果でありますので、この機会を逸することなく、留寿都村ならではの実行計画を策定し、事業の実施に取り組んでまいります。

昨年度から継続する未曾有の新型コロナウイルス感染症により、私たちの日常の暮らしは大きく変容し、経済的にも精神的にも疲弊の一途にあります。住民の皆さま、特に子どもたちやお年寄りの方々が元気になる行事が、規模の縮小や中止をせざるを得ない状況に早く終止符を打ちたい、そのためにも感染予防とワクチン接種に関係職員ならびに村社会福祉協議会が一丸となって取り組んでまいりますので、まだ接種の順番が来ていない方は、接種まで少しお時間を要しますがご理解をお願い申し上げます。